

吹田市第4次総合計画 基本計画(素案)

平成29年7月3日

吹田市

《 目 次 》

基本計画

I. 体系図.....	1
II. 政策・施策	3
1-1 (人権・市民自治) 平和と人権を尊重するまちづくり	3
1-2 (人権・市民自治) 市民自治によるまちづくり	5
2-1 (防災・防犯) 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	7
2-2 (防災・防犯) 犯罪を許さないまちづくり	9
3-1 (福祉・健康) 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	11
3-2 (福祉・健康) 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	13
3-3 (福祉・健康) 地域での暮らしを支えるまちづくり	15
3-4 (福祉・健康) 健康・医療のまちづくり	17
4-1 (子育て・学び) 子育てしやすいまちづくり	19
4-2 (子育て・学び) 学校教育の充実したまちづくり	21
4-3 (子育て・学び) 青少年がすこやかに育つまちづくり	23
4-4 (子育て・学び) 生涯にわたり学べるまちづくり	25
5-1 (環境) 環境先進都市のまちづくり	27
6-1 (都市形成) みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	29
6-2 (都市形成) 安全・快適なまちを支える基盤づくり	31
7-1 (都市魅力) 地域経済の活性化を図るまちづくり	33
7-2 (都市魅力) 文化・スポーツに親しめるまちづくり	35
7-3 (都市魅力) 市民が愛着をもてるまちづくり	37
8-1 (行政経営) 行政資源の効果的活用.....	39
III. 市民意識指標と関連政策	41
IV. 基本計画推進のために (※検討中)	43
1. 基本計画の進行管理.....	43
(1) PDCA サイクルによる進行管理.....	43
(2) Check (評価) の考え方	43
2. 個別計画による各分野の取組の推進	43
3. 取組を進めるための3つの視点.....	43
(1) 分野を超えた連携	43
(2) 市民と行政との協働.....	43
(3) 地域の特性を生かしたまちづくり	43
4. 中長期財政計画	43
(1) 財政の現状	43
(2) 財政収支見通し	43
(3) 財政運営の方針等	43

I. 体系図

大綱		政策	施策
1	人権・ 市民自治	1 平和と人権を尊重する まちづくり	1 非核平和への貢献
			2 人権の保障
			3 男女共同参画の推進
		2 市民自治によるまちづくり	1 市民参画・協働の推進
2 コミュニティの活性化			
3 情報共有の推進			
2	1 災害に強く安心して暮らせる まちづくり	1 防災体制の充実	
		2 防災力・減災力の向上	
		3 消防・救急救命体制の充実	
	2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上	
2 消費者意識の向上			
3	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 生きがいつくりと社会参加の推進	
		2 地域包括ケアシステムの構築	
		3 介護保険制度の安定的運営	
	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など日々の暮らしの基盤づくり	
		2 社会参画の促進	
	3 地域での暮らしを支える まちづくり	1 地域福祉の推進	
		2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営	
	4 健康・医療のまちづくり	1 健康づくりの推進	
2 健都を生かした健康づくり と医療イノベーションの促進			
3 地域医療体制の充実			
4	1 子育てしやすいまちづくり	1 地域の子育て支援の充実	
		2 就学前の教育・保育の充実	
		3 配慮が必要な子ども・家庭への支援	
	2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実	
		2 学校教育環境の整備	
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成	
		2 放課後の居場所の充実	
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援	
2 生涯学習環境の整備			

大綱		政策	施策	
5	環境	1 環境先進都市のまちづくり	1 持続可能性に配慮したエネルギー利用の促進	
			2 資源を大切にす社会システムの形成	
			3 健康で安全な生活環境の保全と自然共生の推進	
6	都市形成	1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成	
			2 良好な住環境の形成	
			3 みどりの保全と創出	
			4 住宅政策の推進	
	2 安全・快適なまちを支える基盤づくり	1 道路等の整備		
		2 交通環境の整備		
		3 公園などの整備		
		4 水道・下水道の整備		
7	都市魅力	1 地域経済の活性化を図るまちづくり	1 産業振興と創業支援	
			2 就労と働きやすい環境づくりへの支援	
		2 文化・スポーツに親しめるまちづくり	1 文化の振興	
	2 文化財の保存と活用			
	3 地域スポーツの振興			
	3 市民が愛着をもてるまちづくり	1 魅力の向上と発信		
		2 特色を生かしたにぎわいづくり		
	8	行政経営	1 行政資源の効果的活用	1 効果的・効率的な行財政運営の推進
				2 公共施設の最適化
3 ICTの活用				
4 人材育成と組織の活性化				

II. 政策・施策

大綱 1 人権・市民自治

政策 1 平和と人権を尊重するまちづくり

目標

市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

本市は、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市宣言を行い、市民に対し平和の尊さへの理解を深める取組を進めてきました。

人権尊重の社会の実現に向けては、さまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んできました。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事案は後を絶ちません。また、近年では、LGBT など性的少数者に関する人権問題なども顕在化しています。今後、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス(DV)など女性に対する暴力が深刻化しています。男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

施 策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行います。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部

男女共同参画に関する意識改革を図り、男性も女性も対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DV などの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV 防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	現 状	目 標
1-1-1	市民平和のつどい参加者数	3,335 人 (H28 年度)	3,800 人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの参加者数	53,928 人 (H28 年度)	58,000 人
1-1-3	審議会などの委員における女性の割合	34.5% (H28 年度)	50%
1-1-3	交際相手への暴力（デート DV）に関する啓発講座の市内中学校における実施校数	4 校 (H28 年度)	18 校

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 人権施策基本方針
- すいた男女共同参画プラン
- DV防止基本計画
- わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

- 人権尊重の社会をめざす条例
- 男女共同参画推進条例

政策 2

市民自治によるまちづくり

目標

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまちをめざします。

現状と課題

多様化する市民ニーズに対応し、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消に向けた取組を進めるため、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動の促進や、さまざまな分野において市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの希薄化や担い手不足などが課題となっています。

市民自治の確立に向け、地域コミュニティや市民活動への支援を強化するとともに、市民参画や協働の取組をより一層充実させる必要があります。

施策

1-2-1 市民参画・協働の推進

市民部

市民参画が進むよう審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。

1-2-2 コミュニティの活性化

市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

1-2-3 情報共有の推進

総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、ホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報を提供するとともに、情報公開制度による情報公開を進めます。また、個人情報保護の推進を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
1-2-1	市民委員の公募を行っている審議会などの割合（公募不可なものを除く）	78.8% (H28年度)	100%
1-2-1	市民公益活動団体として届出をしている団体数	274件 (H28年度)	330件
1-2-2	自治会加入率	51.6% (H28年度)	53%
1-2-3	市ホームページの1ヶ月あたりの閲覧者数(年間平均)	128,339人 (H28年度)	200,000人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

- 自治基本条例
- 吹田市民の意見の提出に関する条例
- 情報公開条例
- 個人情報保護条例

政策 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

目標

一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力を高め、災害に強いまちをめざします。

現状と課題

想定を上回る大規模な自然災害が各地で発生し、テロや新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっており、さらなる取組の強化が求められています。

災害への備えや対応は、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要となります。本市では、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、消防など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を強化していく必要があります。また、地域においては、自主防災組織や消防団などによる助け合いの取組が重要になる一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。

施 策

2-1-1 防災体制の充実

危機管理室

さまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携し、情報伝達体制などの強化を図ります。また、BCP（業務継続計画）の策定、業務継続マネジメントの推進に取り組みます。

2-1-2 防災力・減災力の向上

危機管理室

市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実

消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	現 状	目 標
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	55 件 (H28 年度)	100 件
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	64.7% (H28 年度)	100%
2-1-3	消防団員数	178 人 (H29 年)	250 人
2-1-3	普通救命講習等の年間受講者数	9,352 人 (H28 年)	10,000 人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2

犯罪を許さないまちづくり

目標

一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないまちの気運を高め、だれもが安心安全に暮らせるまちをめざします。

現状と課題

本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。しかし、依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪が多発しています。特に、近年は、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法なども増加しています。一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が求められています。

施 策

2-2-1 防犯力の向上

危機管理室

防犯意識の高い地域づくりを進めるため、地域の見守り活動の支援などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察・防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上

市民部

詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	848人 (H28年度)	1,000人
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	504人 (H28年度)	600人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶▶ 関連する主な条例

○消費生活条例

政策 1

高齢者の暮らしを支えるまちづくり

目標

高齢者が住み慣れた地域ですこやかに、安心して暮らし続けていけるまちをめざします。

現状と課題

今後、本市における65歳以上の人口は、全国と比較すると緩やかに増加していくと予測されます。一方で、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となることから、後期高齢者の人口は大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が30%近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護」の負担を抱える世帯も増えてきています。

そのような中、高齢者一人ひとりの健康寿命の延伸に向けて、生きがいづくりや健康づくりの取組を推進していくことが重要となります。また、生活の基礎である住まいが確保され、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者を見守り支え合える地域をつくる必要があります。

施 策

3-1-1 生きがいくりと社会参加の推進

福祉部

高齢期を迎えても生きがいを持って、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 地域包括ケアシステムの構築

福祉部・健康医療部

可能な限り自立した生活を送れるよう、健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活を支援するサービスや、身近なところでの相談・支援の充実を図るなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営

福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
3-1-1	シルバー人材センターの会員数	1,842人 (H28年度)	2,200人
3-1-2	要介護・要支援の認定を受けている75歳以上の高齢者の割合	34.4% (H28年度)	32%
3-1-2	認知症サポーターの累計養成数	17,403人 (H28年度)	57,700人
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.8% (H28年度)	70%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 2

障がい者の暮らしを支えるまちづくり

目標

障がいがあってもなくても住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成 28 年度末においては、市民のおよそ 20 人に 1 人が障がい者手帳を所持しています。

障がいがあってもなくても、個人として尊重され、共に暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。また、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対する理解や配慮が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して暮らしていけるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参画を促進する必要があります。

施 策

3-2-1 生活支援など日々の暮らしの基盤づくり

福祉部

障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参画の促進

福祉部

障がい者の社会参画の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	現 状	目 標
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの月平均利用者数	1,274 人 (H28 年度)	1,800 人
3-2-1	グループホームの月平均利用者数	337 人 (H28 年度)	700 人
3-2-2	移動支援事業の月平均利用者数	1,059 人 (H28 年度)	1,200 人
3-2-2	就労継続支援（非雇用型）事業所における工賃の平均月額	13,187 円 (H27 年度)	18,000 円

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民の暮らしと健康を支える福祉基本条例

目標

地域福祉活動と総合的な生活保障により、だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、住民が抱える課題が多様化・複雑化する中、高齢、障がい、子育てなどの分野を超えた総合的な支援が必要になっています。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。

また、行政においては、就労支援、保健・医療施策、社会福祉制度などの総合的な生活保障の充実を図ることが求められています。関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。

施 策

3-3-1 地域福祉の推進

福祉部

住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保に向けた支援を進めます。また、災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営

福祉部
市民部
健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	現 状	目 標
3-3-1	小地域ネットワーク活動の延べ参加人数(地区福祉委員含む)	83,175人 (H28年度)	88,000人
3-3-1	福祉避難所支援ボランティアの事前登録者数	0人 (H28年度)	130人
3-3-2	就労支援専門員が関わる就労支援により就労に結び付いた人数	72人 (H28年度)	90人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○地域福祉計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

目標

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、すこやかに安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、生活習慣病などの増加が問題となっており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を伸ばすことが重要となっています。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、北大阪健康医療都市（健都）をはじめとし、循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが日頃から健康づくりに取り組むことが重要です。健都における健康・医療に関する資源の集積を生かしながら、市民の生涯にわたる健康づくりの取組を支援し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を図る必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

施 策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康意識向上に向けた取組を進めるとともに、検診などの保健サービスの充実を図ります。また、妊娠・出産や子どもの健やかな成長のための切れ目のない支援が行えるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

3-4-2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進

健康医療部

様々な医療関連資源が集積する健都の特性を生かし、健都ならではの健康づくりの取組を進めるとともに、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センターと医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整えます。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、身近なかかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療の推進、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
3-4-1	健康寿命	男性：79.9歳 女性：83.6歳 (H22年)	男性：81歳 女性：85歳
3-4-1	生活習慣改善に取り組む市民の割合	男性：53.4% 女性：59.1% (H28年度)	男性：55.8% 女性：63.0%
3-4-2	健都での健康づくりのためのプログラムの年間実施件数	0件 (H28年度)	180件
3-4-3	地域医療推進に関する講演会等の累計参加者数	0人 (H28年度)	950人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

- 健康すいた21
- 特定健康診査等実施計画
- 国民健康保険データヘルス計画
- 「健康・医療のまちづくり」基本方針

▶▶▶ 関連する主な条例

- 吹田市民の暮らしと健康を支える福祉基本条例

政策 1

子育てしやすいまちづくり

目標

安心して子どもを産み育てられ、すべての子どもがすこやかに育つことができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、近年、就学前児童数が増加傾向にあるとともに、子どもを預けて働きたいといった保育ニーズの高まりにより、保育所の待機児童数が増加しました。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。

そのような中、働きながら安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域における子育て支援のさらなる充実を図ることが求められています。

また、子どもや子育てに関する相談件数が年々増加しており、虐待の未然防止・早期発見に努めるとともに、療育が必要な子どもへの早期対応、ひとり親家庭への支援など、子どもやその家族の状況に応じたきめ細かな支援の充実に取り組む必要があります。さらに、子どもの貧困が社会問題となっており、適切な対応が求められています。

施策

4-1-1 地域の子育て支援の充実

児童部

育児教室の開催や子育て相談、一時預かりなど、地域での子育て支援の充実を図るとともに、子育てに関する情報を発信し、利用者を必要な子育て支援サービスにつなげます。

4-1-2 就学前の教育・保育の充実

児童部

保育所や認定こども園の整備を進めるなど、身近な施設で質の高い就学前の教育・保育が受けられる環境を整えます。

4-1-3 配慮が必要な子ども・家庭への支援

児童部・福祉部
健康医療部

児童虐待の未然防止・早期発見のため、関係機関と連携し、相談や啓発などに取り組みます。また、発達に課題のある子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯の子どもなど、配慮が必要な子ども・家庭に対する支援の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
4-1-1	子育て支援コンシェルジュの年間利用者数	1,125人 (H28年度)	5,000人
4-1-2	保育所などの待機児童数	230人 (H28年度)	0人
4-1-3	要保護児童のうち、虐待レベルが重度及び中度の児童の割合	24.3% (H28年度)	10%
4-1-3	就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数	10人 (H28年度)	50人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 2

学校教育の充実したまちづくり

目標

子どもたちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、主体的・対話的な学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。

近年、グローバル化や情報化の進展など、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、英語教育やICTを活用した教育など、新しい時代に必要とされる資質や能力を育む教育が求められています。また、不登校やいじめ、子どもの体力の低下が社会問題となっており、子どもたちのさまざまな悩みに対応するとともに、体力づくりや食育などの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

施策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

就学前から義務教育までを見通した小中一貫教育を進め、英語教育や読書活動の支援などの充実を図ります。また、いじめや不登校などのさまざまな悩みに対応するため、その解決に向けた支援に取り組みます。

4-2-2 学校教育環境の整備

行政経営部

安全で快適な教育環境を整備するため、校舎や体育館の大規模改修やトイレの改修を進めるとともに、学校施設の適切な管理を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
4-2-1	いじめの解消率	小学校 95.0% 中学校 100% (H28年度)	100%
4-2-1	英検3級程度の英語力を有する中学3年生の割合	37% (H28年度)	70%
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	100% (H36年まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5% (H29年度)	100% (H32年まで)

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○公共施設総合管理計画
○公共施設最適化計画【方針編】及び【実施編】

▶▶▶ 関連する主な条例

—

政策 3

青少年がすこやかに育つまちづくり

目標

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年のすこやかな成長を支えるまちをめざします。

現状と課題

近年、核家族化の進展により、地域社会とのつながりや人間関係が希薄化しており、家庭や地域における教育力が低下しています。また、インターネット・スマートフォンの普及による急速な情報化社会の進展により、情報機器を介した青少年の犯罪やいじめが社会問題となっています。

そのような中、家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携しながら、地域全体で青少年のすこやかな成長を支えることが重要です。

地域でのさまざまな活動や体験を通じて、青少年の社会性や自立性を育むことができる環境づくりを進めることが求められています。また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年への支援が必要とされています。また、さらに、放課後の子どもたちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできる居場所の充実を図る必要があります。

施策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年施設を活用した仲間づくりやさまざまな体験・活動の機会を提供します。さらに、さまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部

留守家庭児童育成室と太陽の広場とが連携を強化しながら、放課後の子どもの安心安全な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	289人 (H28年度)	300人
4-3-1	青少年施設主催イベントの参加者数	1,842人 (H28年度)	2,200人
4-3-2	留守家庭児童育成室の待機児童数	0人 (H28年度)	0人
4-3-2	「太陽の広場」と「地域の学校」の年間実施回数	2,250回 (H28年度)	2,400回

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶▶ 関連する主な条例

—

目標

いつでも、どこでも、だれでも、さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまちをめざします。

現状と課題

本市には、地区公民館や図書館など、生涯学習活動の場となる施設が多数あります。さらに、市内にある5つの大学などにおいても、市民を対象とした公開講座などの学習機会が提供されています。

市民の学習ニーズの高度化・多様化、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことがますます重要になってきています。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会・場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、高齢社会、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学んだ人が学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが必要です。

施 策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

多様な世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関と連携しながら、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図ります。また、ホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

いつでも身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、出前講座など施設間の相互の連携を強化します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
4-4-1	市民大学講座の年間受講者数	2,149人 (H28年度)	3,000人
4-4-2	地区公民館の年間利用人数	460,672人 (H27年度)	466,200人
4-4-2	図書館の年間入館者数	1,992,476人 (28年度)	2,220,000人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○生涯学(楽)習推進計画 ○吹田市立図書館基本構想

▶▶▶ 関連する主な条例

—

目標

持続可能な社会の実現に向け、市民の環境への意識を高めるとともに、安全で健康かつ快適な暮らしを支える、より良い環境のまちづくりをめざします。

現状と課題

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化しており、持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。本市では、これまで地球温暖化などの環境問題やごみ減量に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、市域のエネルギー消費量は、近年、増加の兆しを見せており、適正なエネルギー利用を促進するため、取組の強化が必要です。市域で排出されるごみは、減少傾向にありますが、リサイクル率は目標を下回っています。ごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。

また、大気や水質、騒音などは環境基準をほぼ達成していますが、市民意識調査によると生活環境に関する満足度は低くなっています。ポイ捨てや歩行喫煙禁止といった環境美化活動を推進するなどの身近な生活環境に対する意識を高める必要があります。

エネルギーや資源を大切にするとともに、自然との共生にも配慮したライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。

施策

5-1-1 持続可能性に配慮したエネルギー利用の促進

環境部

市民、事業者に対して、節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進を図る啓発、情報発信を行うとともに、行政も率先して取り組みます。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。

5-1-2 資源を大切に作る社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 健康で安全な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害を未然に防止するため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持と自然と共生した生活に関する啓発や情報発信を行うとともに、環境美化推進重点地区の拡充を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	23.1PJ (H25年度)	13.4PJ
5-1-1	市域における太陽光発電システム設備容量 (累計)	11,719kW (H26年度)	33,000kW
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	853g (H27年度)	760g
5-1-2	リサイクル率	16.6% (H27年度)	25%
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	60.6% (H28年度)	80%
5-1-3	環境美化推進重点地区の指定数	7地区 (H28年度)	15地区

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画 ○地球温暖化対策新実行計画 ○一般廃棄物処理基本計画

▶▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例
○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

政策 1

みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり

目標

地域の特性を生かしながら、みどり豊かで安全・快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

現状と課題

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業など、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや地域で育まれたみどりにより、生物多様性の保全や市民の憩いと活動の場が提供されるとともに、みどり豊かな景観が形成されています。

一方で、近年、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多く見られます。また、宅地開発などの影響によりみどりの面積は減少傾向にあります。そのような中、だれもが安心して快適に暮らせる良好な住環境を確保する必要があります。さらに、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化に対応するとともに、環境負荷の軽減や災害への備えに配慮したまちづくりを進めることも重要です。

本市は、市街地が形成された過程などから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら魅力ある都市空間の形成を進めていく必要があります。

施 策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導に努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、駅を中心とした市街地の整備・再整備を進めます。また、災害に強いまちづくりを進めるため、市内建築物の耐震化への支援を行います。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

みどりを保全するとともに、公共施設の緑化や、民有地での緑化に向けた取組への支援などにより、地域の特性を活かした新たなみどりを創出します。さらに、みどりが持つ多様な効果を活用したまちづくりを進めるため、啓発や情報発信等を行います。

6-1-4 住宅政策の推進

都市計画部

高齢者やひとり親世帯など、住宅の確保に配慮が必要な人に対し、市営住宅を適切に供給します。また、不適切な状態で放置された空き家などについて、適正な管理や活用が図られるよう対策を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
6-1-1	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定地区数〔面積〕	51 地区 [125.4ha] (H28 年度)	70 地区 [150ha]
6-1-1	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地区数〔面積〕	20 地区 [88.7ha] (H28 年度)	30 地区 [130ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81.4% (H27 年度)	95%
6-1-3	緑化重点地区の地区数	2 地区 (H29 年度)	3 地区
6-1-4	腐朽・破損のある空き家の割合	28.7% (H25 年度)	10.0%

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスタープラン ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○みどりの基本計画 ○住宅マスタープラン

▶▶▶ 関連する主な条例

○景観まちづくり条例 ○開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）

目標

道路、公園、水道、下水道などを適切に維持するとともに、公共交通の利便性の向上を図り、だれもが安心して快適に暮らせるまちをめざします。

現状と課題

本市は、道路、公園、水道、下水道などの都市施設が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。

都市施設は建設から 50 年以上経過したものも多くなってきており、老朽化への対応が急務となってきています。また、市域のみどりの分布には地域差があり、まとまったみどりが少ない地域には、新たな公園などの整備が求められています。都市施設については、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、計画的に整備・更新を進める必要があります。

また、本市は交通利便性が高い一方で、市域の一部に公共交通の不便地域が残っており、その解消に向けた取組が求められています。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知・徹底を進める必要があります。

施 策

6-2-1 道路などの整備

土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、計画的に道路の舗装補修や街路樹の管理などを行います。また、都市計画道路の整備を進めます。

6-2-2 交通環境の整備

土木部

自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。また、関係機関と連携しながら、公共交通の利便性・安全性の向上を図ります。

6-2-3 公園などの整備

土木部

公園や緑地を計画的に整備するとともに、施設の老朽化や多様な利用者ニーズに対応しながら、適切な維持管理・運営を行います。

6-2-4 水道・下水道の整備

水道部・下水道部

安全な水道水を供給し続けるため、水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的に施設の更新や耐震化を進めます。また、快適な生活や環境を守るため、下水道施設の維持管理や更新、長寿命化を計画的に進めるとともに、浸水被害の軽減対策を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
6-2-1	重点地区内の主要な生活関連道路などのバリアフリー化率	50.9% (H28年度)	100% (H32年度まで)
6-2-1	都市計画道路の整備率	91% (H28年度)	96%
6-2-2	自転車通行空間の整備延長	0.7km (H28年度)	40km
6-2-3	公園などの面積	327.2ha (H28年度)	331ha
6-2-4	水道基幹管路の耐震化率	39.1% (H27年度)	54%
6-2-4	下水道管路の更新及び長寿命化延長	17.4km (H28年度)	50km

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○バリアフリー道路特定事業計画 ○吹田市自転車利用環境整備計画 ○みどりの基本計画 ○すいすいビジョン2020 ○吹田市水道施設マスタープラン

▶▶▶ 関連する主な条例

○自転車等の放置防止に関する条例

目標

産業振興や就労支援を進め、地域経済の活性化をめざします。

**現状と
課題**

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、北大阪健康医療都市（健都）では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的に見て高い水準となっています。地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。

近年、社会経済状況が厳しさを増す中、中小企業の経営基盤の強化を図る必要があります。また、新たな事業や雇用を創出する創業への支援も重要です。商店街においては、市民の日々の暮らしを支え、コミュニティの核ともなる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不安定雇用の拡大などが社会問題となっています。そのような中、働く意欲がありながら、さまざまな課題を抱える就職困難者へのきめ細かな支援を進める必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワークライフバランスの実現など、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が求められています。

施策

7-1-1 産業振興と創業支援

都市魅力部

中小企業の経営の安定や事業拡大に向けた支援、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援

都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、人材不足分野の事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
7-1-1	開業率と廃業率の差	2.1ポイント (H26年度)	3ポイント
7-1-1	商店街及び小売市場における空き店舗率	8.9% (H28年度)	7%
7-1-2	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	602人 (H28年度)	630人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○商工振興ビジョン ○まち・ひと・しごと創生総合戦略

▶▶▶ 関連する主な条例

○産業振興条例 ○企業立地促進条例

目標

文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営むことのできる魅力あるまちをめざします。

現状と課題

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市では、市民サークルなどでさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用、文化交流の促進を図る必要があります。

また、近年、健康への意識が高まっている中、スポーツや運動に取り組む機運がますます高まっています。地域では、子どもから高齢者まで身近な場所で気軽に取り組むことができる市民主体のスポーツ活動が行われています。市民がそれぞれの体力、年齢、目的に応じてスポーツに取り組めるよう、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。

施 策

7-2-1 文化の振興

都市魅力部

文化会館（メイシアター）などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、都市間の文化交流や、多文化共生の視点に立ったまちづくりを進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用

地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興

都市魅力部

市民が気軽にスポーツに参加できる機会を充実させるため、地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行います。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	現 状	目 標
7-2-1	文化会館（メイシアター）の年間入館者数	485,878人 (H27年度)	500,000人
7-2-2	吹田市立博物館の年間入館者数	31,663人 (H28年度)	35,000人
7-2-3	地域におけるスポーツ活動などのイベントへの年間参加者数	22,861人 (H28年度)	25,000人

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○文化振興基本計画 ○（仮称）多文化共生指針（策定中）

▶▶▶ 関連する主な条例

○文化振興基本条例 ○文化財保護条例

目標

さまざまなまちの魅力を高めながら、市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまちをめざします。

現状と課題

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人が訪れるまちでもあります。さらに、吹田まつりをはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で水準が高く充実していることが本市の特徴となっています。

市民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めるため、今ある本市のさまざまな強みを伸ばすなど、市民にとってより豊かな暮らしを実現し、市への愛着や誇りをもてるような取組を実施する必要があります。

本市には5つの大学などが立地し、全国でも有数の「大学のあるまち」となっています。地域と大学の双方の発展に向け、大学との連携を深めていく必要があります。

また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグガンバ大阪のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の一つとなっています。ガンバ大阪と連携しながら、ホームタウンとしてガンバ大阪を応援していく気運を高めていく必要があります。

施 策

7-3-1 魅力の向上と発信

都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民、事業者、大学などとの連携を深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、市民が本市の魅力に気づくことのできる機会づくりや、市民から本市の魅力が市内外に広がる仕掛けづくりを図ります。

7-3-2 特色を生かしたにぎわいづくり

都市魅力部

大学との連携を深め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図ります。また、ガンバ大阪やさまざまな団体との連携を深めながら、オール吹田でガンバ大阪を応援するホームタウン活動の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
7-3-1	吹田まつりへの協賛・協力団体数	463 団体 (H28 年度)	550 団体
7-3-1	情報発信プラザ (Inforest すいた) への年間入場者数	255,867 人 (H28 年度)	300,000 人
7-3-2	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	72 回 (H28 年度)	90 回
7-3-2	市内でのガンバ大阪の試合のパブリックビューイング年間実施回数	1 回 (H28 年度)	5 回

▶▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶▶ 関連する主な条例

—

目標

限られた財源や人材などの行政資源を有効に活用することにより、新たな行政課題にも対応しながら、持続可能なまちづくりを進めます。

現状と課題

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。

地方分権改革が進む中、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。また、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。PDCAサイクルのもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

また、公共施設にかかる維持管理・更新などのトータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。さらに、ICTの利活用などにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る視点も重要です。また、時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材を育成するとともに、効率的な組織運営を進める必要があります。

施 策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

行政評価の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、大阪府からの権限移譲や、近隣自治体などとの広域連携に努めるとともに、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 公共施設の最適化

行政経営部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 ICTの活用

行政経営部

市民の利便性の向上を図るため、ICTの利活用を進めます。また、災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、情報システムの強化を図ります。

8-1-4 人材育成と組織の活性化

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	現状	目標
8-1-1	財政調整基金残高 ※中長期財政計画に合わせて調整予定	105億円 (H27年度)	100億円程度 (当初予算額の1割)
8-1-1	公債費負担比率 ※中長期財政計画に合わせて調整予定	7.0% (H27年度)	10%下
8-1-2	一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合	0% (H28年度)	100%
8-1-3	ICTを活用した行政サービスの稼働休止時間	204分 (H28年度)	0分
8-1-4	職員の研修満足度	85.4% (H28年度)	90%

▶▶ 関連する主な個別計画

○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画【方針編】及び【実施編】 ○情報化推進計画
○人材育成基本方針 ○職員体制計画

▶▶ 関連する主な条例

—

III. 市民意識指標（体系別）

将来像の実現に向け、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民意識や市民の行動、満足度などを市民意識指標として設定します。4年に1回を基本に市民意識調査を実施し、市民意識指標の進行管理を行い、実施した取組の成果や進捗状況の把握・分析の参考とします。

※以下の指標一覧は精査中です。現段階では、基本計画の検討段階で施策指標として挙がっていた市民意識指標をまとめたものになっています。

図表 III-1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	現状 (H26年度)	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱1】人権・市民自治					
1	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30%	1-1	4-2
2	「男女がともに個性や能力を発揮できている社会になってきている」と思う市民の割合	30.8%	50%	1-1	4-1
3	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	41%	1-2 8-1	—
4	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	8%	1-2 8-1	—
【大綱2】防災・防犯					
5	地震や風水害などに対する対策に満足している市民の割合	19.0%	70%	2-1	6-2
6	災害に備えている市民の割合	27.7%	75%	2-1	1-2
7	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	70%	2-2	4-1 4-2
【大綱3】福祉・健康					
8	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	70%	3-1	1-2
9	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	18%	3-2	4-1
10	病院・診療所・救急医療などの医療環境に満足している市民の割合	34.6%	44%	3-4	—

No.	指標名	現状 (H26年度)	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱4】子育て・学び					
11	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2
12	子どもの居場所や遊び場があるので、様々な体験ができると思う市民の割合	32.1%	35%	4-3	4-1 4-4
13	これまでに何らかの学習活動を行った市民の割合	69.4%	72%	4-4	7-2
【大綱5】環境					
14	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成					
15	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	65%	6-1 6-2 6-3	5-1
16	歩行者にとっての道路の安全性について不満に感じている市民の割合	36.0%	30%	6-2	6-1
17	鉄道・バスなどの公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	60%	6-2	6-1
18	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	67%	6-3	5-1 6-1
【大綱7】都市魅力					
19	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	15%	7-2	4-4
20	成人の週1回以上のスポーツ実施率	36.7%	50%	7-2.	3-4 4-4
21	今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	70%	7-3 8-1	6-1 6-2 6-3 など
【大綱8】行政経営					
22	市職員の市民対応の満足度	16.3%	25%	8-1	2-1 2-2 など

IV. 基本計画推進のために（※検討中）

※以下の構成で、現在検討中です。（構成は変更になる可能性があります。）

1. 基本計画の進行管理

- (1) PDCA サイクルによる進行管理
- (2) Check(評価)の考え方

2. 個別計画による各分野の取組の推進

3. 取組を進めるための3つの視点

- (1) 分野を超えた連携
- (2) 市民と行政との協働
- (3) 地域の特性を生かしたまちづくり

※「地域の特性」について別途、整理中

4. 中長期財政計画

- (1) 財政の現状
- (2) 財政収支見通し
- (3) 財政運営の方針等